

岐阜県公報

第千九百九十四号
平成二十年十月二十八日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課) 七〇九^{ページ}

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 七〇九

選挙管理委員会告示

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

(選挙管理委員会) 七二〇

公示

指定管理者の変更の届出に関する公示

(地球環境課) 七二一

落札者等に関する公示

(同) 七二一

同

(医療整備課) 七二一

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 七二二

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 七二二

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 七二二

基本測量の実施

(用地課) 七二三

岐阜都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 七二三

各務原都市計画の変更案の縦覧

(同) 七二四

土地改良区役員の就任

(可茂農林事務所) 七二六

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一組織規則第二章第一節の規定により置かれる課(全国豊かな海づくり大会推進事務局を除く)、議事事務局総務課、監査委員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)第二条に規定する課の項中、「全国豊かな海づくり大会推進事務局」の下に、「施設調整課及び競技式典課」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県会計職員に関する規則の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

告示

岐阜県告示第六百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十年十月二十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
一般	国道	三百六十	一号	高山市漆垣内町三四四番地先から	同市同町六〇九番一地先まで	前	後	二・一	二・二	四・五・〇	四・五・〇		

岐阜県告示第六百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十月二十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
一般	国道	四百七十	一号	飛騨市神岡町麻生野字岩ケ平二七五四番一地先から	同市同町同字同二七四九番六地先まで	前	後	七・四	九・四	二・四・三	二・四・三		

岐阜県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十月二十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道	上名切張線	高山市国府町金桶字小屋ノ下一三九一番一地先から	同市同町同字同一四七一番五地先まで	前	後	五・九	二・一	一・〇・〇	一・〇・〇				

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正届があつたので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

民主党岐阜県総支部連合会に係る収支報告書（平成十九年分）政治資金パーティーの
 控除に係る収入の内訳中「2007民主党岐阜県連躍進シテアジソン 東海旅客鉄道株
 法人等 400,000円 名古屋市中村区」や「2007民主党岐阜県連躍進シテアジソン
 東海旅客鉄道労働組合 法人等 400,000円 東京都港区」に於ける。

公 示

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県中部山岳国立公園兼鞍轡ヶ池駐車場条例（平成十四年岐阜県条例第四十六号）
 第七条第五項の規定により、岐阜県中部山岳国立公園兼鞍轡ヶ池駐車場の指定管理者で
 ある兼鞍国際観光株式会社から変更の届出があったので、同条例第十三条第二号の規定
 により、次のとおり公示する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 謙

一 変更のあった事項

代表者の氏名

（変更前）真野 美津雄

（変更後）洞口 良三

主たる事務所の所在地

（変更前）岐阜県高山市丹生川町坊方二〇三〇番地

（変更後）岐阜県高山市丹生川町坊方二一一九番地

二 変更年月日

平成二十年五月二十九日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第
 百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 謙

1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県大気汚染常時監視システムシステム関連機器
 等の貸借及び保守管理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成20年7月7日

4 落札者を決定した日 平成20年8月19日

5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目38番2号
 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 中部支社

6 落札金額 45,616,200円
 支社長 大谷 洋次郎

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県環境生活部地球環境課

(2) 所 在 地 岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第
 百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 謙

1 調達物品の名称及び数量 平成20年度下半期岐阜県立下呂温泉病院ボイラー用燃料
 重油 JIS1種1号 約300,000ℓ

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成20年8月15日

4 落札者を決定した日 平成20年9月25日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜県多治見市白山町1丁目16 2
 大一石油株式会社

代表取締役 伊藤 啓一

- 6 落札金額 92,829円/〇
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県立下田温泉病院事務局総務課管政担当
 - (2) 所在地 岐阜県下田市神田1162番地

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
シトラス薬局 長森店	岐阜市長森本町一 一八 一〇	精神通院	平成二〇・一〇・一
かわむら薬局 唐栗店	瑞穂市唐栗二七五 三	精神通院	平成二〇・一〇・一
ささゆり薬局 松坂店	多治見市松坂町一 一五	精神通院	平成二〇・一〇・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 年 月 日
さくら薬局	岐阜市野一色四 一 一三	精神通院	平成二〇・八・三
かわむら薬局 唐栗店	瑞穂市唐栗字小林二七五 三	精神通院	平成二〇・九・三〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第一項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年十月二十八日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十年十月十六日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社パロー 外
- 三 建物の名称及び所在地
ホームセンターパロー中津川坂本店
岐阜県中津川市茄子川字青木一九九三 五 外
- 四 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前）午前九時（㈪パロー）
（変更後）午前七時（㈪パロー）
来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～午後八時三〇分
(変更後) 午前六時三〇分～午後八時三〇分

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(基盤地図情報整備作業)

三 作業期間

平成二十年十二月十二日から
同二十一年三月二十七日まで

四 作業地域

岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、羽島郡笠松町、不破郡垂井町及び本巣郡北方

町

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同
法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の
規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出す
ることができる。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画緑地

五号 国営木曾三川公園岐南・笠松緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課、各務原市都市建設部都市計画課、岐南町建設課、笠
松町建設水道部建設課

四 縦覧期間

平成二十年十月二十八日から
同二十一年十一月十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を
記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が
存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容につ
いても記載すること。

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同
法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の
規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出す
ることができる。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

岐阜都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、各務原市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課

四 縦覧期間

平成二十年十月二十八日から

同 年十一月十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類

岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、各務原市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課

四 縦覧期間

平成二十年十月二十八日から

同 年十一月十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画緑地

一号 国営木曾三川公園各務原緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課 各務原市都市建設部都市計画課
 四 縦覧期間
 平成二十年十月二十八日から

同 年十一月十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

各務原都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年十月二十八日から

同 年十一月十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年十月二十八日から

同 年十一月十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が

存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住所
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	平成二十年十月三十一日	理事	井戸勇	美濃加茂市蜂屋町下鉢屋一〇三三番地一上鉢屋三〇二九番地一
同	同	同	日江洋二	同
同	同	同	高井義次	美濃加茂市加茂野町鷹之巢八七六番地
同	同	同	杉山庄八	下米田町則光三九三番地

平成二十年十月二十八日印刷
平成二十年十月二十八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））